

Title	「百済王三松氏系図」の史料価値について：律令時代の帰化人の基礎的研究
Sub Title	
Author	上野, 利三(Ueno, Toshizo)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：慶應法学会政治学関係 (1983. 10) ,p.385- 407
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000005-0385

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「百済王三松氏系図」の史料価値について

——律令時代帰化人の基礎的研究——

上野利三

- 一 はしがき
- 二 研究史上の「百済王三松氏系図」
- 三 「百済王三松氏系図」考証
- 四 結語

一 はしがき

「百済王三松氏系図」と題する本系図は、元大阪府枚方の三松家に伝来した同家の古系図に、明治初年、栗原信充が考証の手を加えた⁽¹⁾とされるものである。同系図の写本は、現在、管見の及ぶ限りでは二本存するが、この二写本について、人名とその一々に附されている傍書を比べてみると、相互に多少の出入りが存在する。このことから、恐らく両者には、共通の祖本となる原型図があったと推測せられる。⁽³⁾また筆蹟を見てみると、この二本は明らかに別人の筆であることが知られる故、各個に書写せられて今日に到ったのであろう。下って大正七年に、前に枚方町長をつとめ、自ら百済王禪広四十四世と称していた三松俊雄は、栗原考証の系図を印刷に附し、これを二百部作成

して親戚知人等に配布した。今日流布する活字本の系図はこれであって、後述する如く、学者の間に広く用いられ、周知知られるようになった。この活字になった系図と、前記の両写本との間にも、やはり相互に幾らかの差異が見出される。従って、活字本系図の原本となった写本も、先の両写本のいずれとも異なる第三の一本であった可能性が、きわめて大である。故に私は、本系図の写本については、現時点で、三本の存在を想定したのである。⁽⁶⁾そしてこれら諸本の内容を比較・究明しうれば、そこに自ずと本系図の原型が浮び上ってくるであろうと思う。だがこうした系譜学的な考察は、ここでは行なわない。従って本稿で用いる系図資料は、上記二写本は手元におけないので、それらを実見した時のメモランダムと、活字本系図とである点、読者は了とせられたい。

本稿で考察するのは、系図に記載されている一つの記事、即ち、平安時代初め頃の三松家の祖とされる「百済王豊俊」の時に、同氏一族が百済王から三松へと改姓したという傍書の記述が、果して事実に即したものであるか、という問題である。この検討を通して、従来から通用している本系図が、真に史学研究上の材料として、使用に耐えうる価値を有するものなのか、改めて考えてみたいと思う。⁽⁷⁾

周知の如く、百済王氏は、百済国滅亡に伴い、天智朝に我が国に亡命した禪広を祖とする帰化人系の名族である。その子孫達は、帰化後の僅かな期間に、極めて急速に、異例の栄達を遂げたのであって、奈良・平安時代の長きにわたり、律令制度下の高級官僚としての地位を保持しつづけたのである。その原因として考えうるのは、恐らくはこの一族が、律令支配体制外の所で、他の中・下級官僚に属する多数の百済系帰化氏族に対して、一定の支配力行使しうる権限を、堅持しえたからではないか、という点である。そうとすれば、この氏族の解明は、律令政治史の研究にとって、極めて重要な問題を含んでいると考えてしかるべきであらう。⁽⁸⁾

しかるに、その時代のこの氏族の系譜は、統群書類従等では、原本が闕本となっており、⁽⁹⁾他の諸氏族の大多数に

系図伝本が存在しているのとは、大いにその条件を異にしているといわなければならない。

故に今日、百済王氏の系譜を伝えるものは、本系図において他には存在しないのである。⁽¹⁰⁾ 律令制下の帰化人研究、就中百済王氏の研究を志す者が、唯一伝存するこの氏族の系図とされる本系図に、これ迄少なからず期待を寄せ、或いは依存する所があったのも、ある意味で自然の成行きであったのかもしれない。しかし期待は期待として、そのことと、これを研究上の史料に適用させることは、自ずと別問題であろう。

そこで先ず、従来の研究で、本系図は、どのように用いられてきたのか、果して厳密に史料批判を経てきているのであろうか、等を概観し、しかる後、本題たる系図考証に入ることとする。

(1) 後述する活字本系図の奥書（三松俊雄記）に、「明治の初め栗原信充翁故ありて此地に遊び我が家系を一見して打驚き斯くばかり由緒正しき家は海内に数多からじと、いたく歎賞し自ら筆を執りて考証の事に従ひ年月をつみて一部の書はなりぬ即ちこれなり」とある。系図写本一本を所蔵する三松俊経家には、信充の自筆と覚しき「百済王三松氏系譜」なる稿本が伝存する（但し、近時再調査の折は所在不明であった。先年、私はこれを見し、同氏からその複製本を頂戴した。同書の表題には、

明治元年十月下旬起草

十一月中旬草畢上京後

第一之稿本也 於山城葛野郡太秦郡大石村

七十六受源信充

とあり、これは前記奥書の内容とはほぼ合致する故、同書は信充考証本（或いはその一部）と考えて誤りあるまい。右が信充の自筆原本たることは、彼の著作でその真蹟たることが明確な「有文錦考」（天理図書館所蔵）の文字と、同一人物の筆になるものと判断される故知られる。

(2) 系図一本は、三松俊経氏所蔵（大阪市城東区）のもので、縦長の美濃紙数枚をつなげたものに一筆で記されている。他の一本は、三松吉胤氏所蔵（枚方市）で、卷子本の形態をとるやや古色を帯びた写本である。両者ともに記載人物中で最も年代が下る部分は、その譜に「明治元年弟俊季等ト共ニ東征ノ軍ニ從ヒ錦旗奉行拝任」と注された俊明に始まる一流の人々である。その最終世代は、俊明の孫で俊忠の嫡男俊彦とその姉妹達の世代である。而して、俊彦の世代各人の生没年月日を見ると、生年だけを記す人物で最も生年が下るのは寿栄子（明治二十七年一月一日生）である。また没年が最も下るのは薫子（明治二十五年六月三日没）である。右を総合すると、系図を書写した者は結局、寿栄子の生年を知っていてその没年を知らない、明治二十七年以後存世の者ということになる。写本現蔵者の一人・俊経氏は、寿栄子の従兄弟俊

清の四男で、後に寿栄子の養子となり、子のない俊彦本宗家を継承してられるが、氏のお話によれば、この系図の筆者は、能筆家で令名のあった俊季（明治三十五年没）か俊忠（明治二十八年没）であるという。また現蔵者の他の一人・吉風氏は、谷村和平家（八幡市）から俊平（俊季の子、俊雄の弟）の養子となり、俊雄家が絶家しているので俊季流唯一の承継者として今日に及んでいる。谷村氏のお話でも、その系図一本の筆者は、俊季か俊忠のいずれかであるという。系図二本とも、この二人の譜に没年を記すが、このように書き手が自らの没年を記すのはいかにも奇異である。後人の書入れと解せなくもないが、今は疑問としておこう。しかしいずれにしても、それらの書写年代は、寿栄子の没年を知らない故明治二十七年一月一日以降であって、信光考証本の原本でないことは明らかである。

(3) 注(2) 参照。

(4) 彼は、大正二年五月―四年八月の間枚方町長に在職していた（「枚方市史」以下旧市史という、昭和二十六年刊、一四〇・七九九頁参照）。彼が百済王禪広四十四世と自称していたことは、前掲・活字本系図奥書による。

(5) 発行部数は、谷村氏の談話による。

(6) なお、昭和十六年八月十一―十二日の間に開催された枚方市史資料展示会において、同名の系図（出品者は河村保英）が展示されているが（前掲・旧市史・八二四頁、これについては詳らかではない）。

(7) 本系図は、古くは百済国王室の始祖にはじまり、百済王氏を経て三松氏に繋がっており、従ってそれは三つに区画しうる各部分から構成されているが故、その史料価値の検証も、それらの一々についてこれを行なう必要がある。しかし私は、本系図の史料価値を決する最大のポイントは、やはり前述の改姓記事の段に存すると思うのである。

(8) この点については、法制史学会第三十五回研究大会（四月四日）で口頭発表し、近く利光博士との共著で公表する予定である。

(9) 石井英雄氏は、「群書解題」・第一巻（五一―七頁以下）の中でその理由は不詳とされ、代わりに「常陸国在庁官人百済両家系図（静嘉堂文庫蔵）」を解説しているが、右系図が百済王氏のものでないことは、その祖貞成がかつては飛鳥と称し、その子政成が百済朝臣と称していることとから知りうる。なお豊崎卓氏は、その著「東洋史上より見た常陸国府・郡家の研究」で、右記系図の百済貞成を百済王氏の後裔とみているが（同書一六、一三〇頁）、これは明らかに失考である。

(10) 百済祐治氏所蔵（豊中市）の「百済家譜」は、その祖道正百済馬之亟（嘉承二年没とする）を「敬福二十五代之孫」と注し、百済王氏の後裔と称しているが、二十五代の間の系譜は載せていない。

二 研究史上の「百済王三松氏系図」

戦前、百済王氏の研究に際して、本系図に著目したのもあったが、これを本格的に取り上げるようになったのは戦後になってからのことである。⁽¹⁾

まず、前掲の「枚方市史」（旧市史）においては、その概説部分の記述が、ほぼ全面的に本系図を典拠としているが、個別研究の編では、系図の使用におお慎重な態度を持すという、二面性が見受けられる。⁽²⁾しかし、かかる不明瞭なあり方を一掃し、本系図を研究の上で最大限に活用されたのは今井啓一氏である。氏の論集「帰化人の研究」（全八集）では、至る所で、系図が縦横に駆使されており、殊に同研究の核心部分においてそれは、重要な典拠として採用せられている。それにも拘らず、この研究では、系図自体の吟味・考証を、十分に行なっていない。

今井氏が、本系図の信憑性について言及された箇所は、僅かに、同研究所収の「百済王敬福とその周縁」なる考論の、注の部分に施された左の数行の記述にすぎない。⁽³⁾

明治初、百済王氏の子孫である枚方の三松俊忠が栗原信允^(マツ)の考訂によって付印し、大正七当時枚方町長であった三松俊雄（俊忠の従兄弟で、自らは百済王禪広四四世と称す）編。百済王氏全盛の頃の事項は、正史其他と符合し、概ね信ぜられる。（傍点は筆者。なお、俊雄の町長在職は大正四年八月迄である。前節注（4）参照。）

氏は、要点だけを簡潔に述べられた如くであるが、かかる記述では、疑問は益々深まるばかりである。右記について、私が抱く疑義の一は、氏が「概ね信ぜられる」とするものが、右文によれば「百済王氏全盛の頃の事項」に限定されているにも拘らず、氏の各所論では、そのことを三松改姓以降にも拡大して適用されるのは、一体いかなる根拠に基づくのか、という点である。第二は、氏が「百済王氏全盛の頃の事項」が「信ぜられる」とする拠り所を、「正史其他と符合」する点に求められていることである。しかしそれならば、「正史其他」の流布せる各種文献から、逆に系図を造作することもできるのであって、系図の価値を論ずる拠には到底なしえない。これでは逆に、信憑性

の薄弱さを主唱する立場に利する材料となるだけではないか。氏のこの論法を以ってすれば、系図では三松改姓後のこの氏族の官職・位階は決して低くはないのに、その氏人達の事績が、「正史其他」に全く現れてこないことを、どのように理解したらよいのか、説明できなくなるのである。私は、以上の氏の解題・考証には、殆ど納得できないといわざるをえない。

しかしこのように、学者の本格的研究に堂々と系図が採用されたことによって、これが史料として用いられるという観念は、既成の事実として徐々に拡大・定着し、爾後一部の学者に、殆ど無批判に受け入れられていく。⁽⁵⁾そしてそのことが、自明のことの如く、本系図は、昨今の一般書や啓蒙書の類にまで援引されるようになっていく。⁽⁶⁾

ところで、前記・旧市史の内容を全く一新した「枚方市史」(全十一巻、第五巻は未刊)では、右の傾向は一層顕著に反映されており、系図の信憑性に一点の疑いをもはさんでいない。例えば、同書第六巻(昭和四十三年刊)、史料編第一冊・古代編(井上薫編)では、百済王氏の各氏人を解説する際、六国史所載の事績の補充史料として、本系図が次の如く用いられている。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

続日本紀 延暦三年二月条
新訂増補国史大系第二巻

九 辛巳。授三女孺无位百済王真徳従五位下。

○百済王真徳は俊哲の孫。教徳の子。

俊哲——教徳——鏡仁
貞香女——駿河内親王母
真徳女

(『百済王三松氏系図』)

また、系図を引かない場合でも、次の如く解説が加えられている。

続日本紀 神護景雲二年四月条
新訂増補国史大系第二卷

五 戊寅。授^五女孺正六位下百済王清仁從五位下。

○百済王清仁は、『統紀』ではここだけにみえる。『百済王三松氏系図』にあげられていない。系図

には英孫の子に淳仁（從五位下）があり、清仁と淳仁の異同は明らかでない。

右記の如く、果して統紀と本系図を同一次元で取り扱ってよいものであろうか。統紀は、いうまでもなく奈良時代史研究の基本文献として、既に一定の価値を認められている故である。なお、右の解説には、明らかに緻密性を欠く点が指摘できる。即ち、淳仁なる人物は、天安二（八五八）年正月の文徳天皇実録の記事によれば、從五位下から從五位上に叙されており、また前後の同日叙位者から判断して、この人は男性であるとおもわれる。故に彼と、神護景雲二（七六六）年に女孺として現れる清仁とは、似ても似つかぬ別世代の人間であり、間違っても同一人物に混同されるはずがない。

上述の如く、本系図を採用する書は、今日、専門書と一般書とを問わず、殆ど無批判にこれを援用しており、今後、その存在がもたらす影響力は、益々拡大していくように私には思われる。⁽⁹⁾だが本系図に、多少なりとも疑義が存するのならば、その記事内容を改めて検討し、その真価を見極めておくことは、当該研究の進展のために、是非とも必要であろう。

（1）例えば、音代湘園「百済王氏研究序説」（大阪史談会報第二巻第五号、六号、第三巻第二号、三号、昭和八年二月、八月、昭和九年六月十一月）は、本系図を用いて現代迄の百済王（三松）氏の足跡を追究せんと試みているが、未完である。

（2）同書、四三二―四三三頁では、終始系図を信頼して叙述しているが、同書所収論文「百済寺の研究」（音代節雄著・六〇八頁以下、著者は右の湘園と同一人）においては、「百済王氏系図に見ゆる所の（中略）記事も他に確証を発見するまでは保留せねばならぬ」（六一四頁）と

か、或いは「百済王氏の末が三松氏と改称したのは平安朝の或時であつたらしいが、系図の説は未だ遂に信憑し難い云々」(六三五頁)と記述され、慎重さが窺える。

(3) 今井、前掲論集第一集「百済王敬福」所収・一九頁。なお、この本文部分に記された今井説は、後の研究者にもしばしば祖述される程の要所であるから、次に引いておこう。「百済王三松氏系図によると、前記の教俊の男、豊俊の時、その邸前に古松が三株あったので、世人は三松氏と称するようになったとしているが、帰化貴族随一の百済王氏が三松氏と称するようになったということは、彼らが帰化貴族としての愛着と矜持とを放棄したことで、同時に彼らは帰化人系性格を離脱して通常の日本人となり、やがて史上にもその影を消してしまうのである。尤も百済王三松氏の末裔は現に枚方市に居住せられる。」(同書・二一頁)。この所説は、次節での考察により完全に崩れることとなる。

(4) 系図の豊俊以下の嫡系について、その最高官位を窺うと、俊房(延暦十四年—貞観十年)は正五位下、近江守、俊行(—延喜三年)は正五位下、和泉守、俊兼(—承平四年)は從五位上、伊予守、等々となっており、各人堂々たる貴族として朝廷に列していたことになっている。

(5) 例えば、萩原俊彦「王仁と百済王氏」(朝鮮文化社編「日本文化と朝鮮」所収・九六頁)、滝川政次郎氏「大津京余論」(律令諸制及び令外官の研究)所収・四二七頁)、藤本孝一「百済王明信—渡来系のひと」(国文学第二五卷第一三三・昭和五十五年・一五四頁以下)等を参照のこと。なお、中山太郎「百済王族の郷土」(「日本民俗学」4所収・五五頁以下)では、三松俊雄らの談話を載せている。

(6) これについては、段熙麟「日本に残る古代朝鮮」近畿編(一二三—一二八頁)及び「歴史読本」第一六卷第一〇号(特集わが家の家系図、昭和四十六年十月特別号)等を参照のこと。

(7) また例えば、同書第二卷(昭和四十七年刊)に収める「百済王氏」(長山泰孝氏執筆)の項でも、先掲の今井説を祖述しているに過ぎない。

(8) この系譜自体も、非常に疑わしい。何故ならば、(1)教徳の娘貞香は、桓武帝との間に駿河内親王(延暦二十年生)を生み(系図纂要)、武鏡の娘教仁も桓武帝との間に太田親王(延暦二十二年生)を生んでいるから(同上書及び皇胤系図)、教徳と武鏡とはほぼ同世代の間であるべきなのに、系図では武鏡を俊哲の一世代上に置き、逆に教徳を俊哲の一世代下に置き、両者は三世代もの開きをもつことになっている。また、(2)俊哲の娘貞命は、嵯峨上皇との間に忠良親王(弘仁十年生)を生み(同上書及び文徳天皇実録、仁寿元年九月条)、貞香は貞命よりも一世代下に置かれている。以上は、上に掲げた系図のごく一部分に限って検討しただけであるけれども、これが複数の他史料から導かれる系譜関係と、大きく食い違うことは、系図の信憑性を考察する上で注意されるべきであろう。

(9) なお、本系図の援用は、主に関西系の学者の書に多く見られ、東京方面の書(例えば「日本古代人名辞典」等)では、採用が控えられている。

三 「百済王三松氏系図」考証

本系図において、三松氏祖とされる豊俊の条に注記されている傍書は、前記の諸本によって、記し方に若干の相違はあるが、活字本の記載を取り上げて、便宜上内容を整理して記すと、次の如くである。

- (イ) 延暦二年豊俊任造行宮使於百済王氏本居辺行宮御造営因詔令斎祀百済王祖神行宮辺
- (ロ) 庭前有古松三株世人因称三松遂為氏

右(ロ)の記述内容が、果して事実なのか否か、繰り返して述べてきた如く、この点の究明が、本系図の真価を左右する最も重要な課題と思考される。ただ、そのことを考える前に、三松氏祖とされる豊俊は、果して実在の人物なのであろうか。この点を確かめるために、先ず(イ)の傍書記述から検討しておきたい。

(一) 三松氏祖「豊俊」の実在性

続日本紀、延暦二年十月の条には、

戊午¹⁴、行幸交野、放鷹遊獵、庚申¹⁶、詔免当郡今年田租、国郡司及行宮側近高年、并諸司陪従者、賜物各

有差、又百済王等供奉行在所者一兩人、進階加爵、施百済寺近江播磨二国正税各五千束、授正五位上百済王利善從四位下、從五位上百済王武鏡正五位下、從五位下百済王元徳、百済王玄鏡並從五位上、從四位上

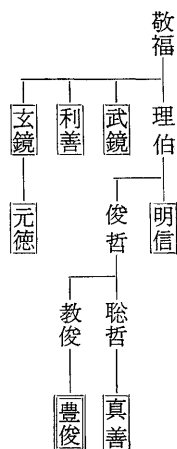
百済王明信正四位下、正六位上百済王真善從五位下、壬戌¹⁸、車駕至自交野、

とあって、当月に桓武帝が交野に行幸した折、百済王氏の一族がその行在所に供奉し、そのことにより利善以下の同氏人らが授位に預かっている。前記(イ)の傍書は、右の記事内容と対応していることが知られよう。しかしこの傍

書には、この時の天皇の名が挙げられておらず、また行宮の位置も、漠然と「百済王氏本居辺」としか記しておらず、具体的地名を欠いている。それは、系図が書写される頃には、既に忘れ去られていたといえ、それ迄であるが、この氏族の本居地は、その後も長く交野にあり、遷居していないから、それ程後の世に系図が作られたとするならば、そのこと自体に系図の信憑性が薄らぐ要素は内包しているといわなければならない。また、これが同氏族の人物の手になるものとしたなら、自ら「百済王氏」云々とは記さないはずではないか。統紀の記事と系図傍書の両者を一瞥しただけでも、この傍書には諸々の疑問点が浮かび上がってくる。しかし百歩譲って、傍書が何らかの事実を伝えたものであるとするならば、そこには、統紀の記事には見られない造行宮使のことや、その職には豊俊が任ぜられたこと、或いは詔により行宮付近に百済王の祖神を斎祀したこと等、独自の事績を伝えていることが留意される。だがこの独自の記録には、大きな弱点がある。もし豊俊が造行宮使に任ぜられたとするならば、統紀は、この功勞のあった人物に、何故授位の記録を省いてしまっているのか。私が豊俊の實在を疑う直接の大きな理由は、この点にある。

系図によれば、豊俊は、この時代の百済王氏一族中、枢要の人物でなければならない。しかるにその名は、当代の他史料に、全く姿を現さないのである。つまり豊俊の實在性は、これを裏付けることができないことになる。

翻って、系図の人名の記載を見ると、そこには、先掲の統紀中にその名が見える利善以下の各氏人が、驚くべきことに、豊俊から三ないし四世代も上に置かれているのである（但し真善だけは同世代とする）。豊俊がもし系図に記す通り、延暦二年頃の人物であるとするならば、利善らとは、せいぜい一代を前後する程度でなければならぬはずであって（真善についても同様）、この矛盾は、系図自体の大きな欠陥を示すと同時に、豊俊の實在性の抛り所を根底より失うものと判断せざるをえない。系図の右述部分を抄出し略記すると左の如くである。



（注、□は統紀延暦二年十月条に記載の人物。系図傍書に基づけば、豊俊は彼らと同時代人ということになる。）

なお、前掲の統紀によれば、

授正五位上百済王利善従四位下、従五位上百済王武鏡正五位下、従五位下百済王元徳、百済王玄鏡並従

五位上

の順序で、授位の記録が伝えられている。このことは、(1)利善は武鏡よりも年長者であることを示すはずであるが、系図では、武鏡が利善の兄とすること、また、(2)ともに従五位上に叙されているが、玄鏡は元徳の次に記されているのに、系図では玄鏡が元徳の父とすること等、系図の記載は、肝心な所で、統紀の記録とこれまた重大な齟齬を露呈しているのである。

（二）改姓理由についての疑義

前記(ロ)の系図傍書は、百済王氏居地の庭前に古い三株の松が存し、世人がこれを三松と称したが故、氏名も自ずと三松と呼ばれるようになり、三松氏の名が定まった、と記すのである。それでは、(1)このような命名の由来に関する伝承は、果して奈良時代末から平安初期にかけて行なわれていた、改姓の一般的慣行に即した史実的要素を幾分なりとも含んでいるであろうか。また、(2)世人が称するようになったから、それに従って姓が改まった、という

が如き傍書の記述内容は、一体、当該年代の改姓のあり方に相応しいものであろうか。

先ず、第(1)の点から検討してみよう。

当代の改賜姓関係の記録を総合すると、後掲史料に明らかな如く、姓名の大半は居地の名に因んで附けられていることが知られる。それがこの当時の、ほぼ一般的な通則と考えられていたであろうことは、次の延暦九年十一月の統紀の記事に、端的に示されている。

壬申、外從五位下韓國連源等言、源等^は物部大連等之苗裔也、夫物部連等、各因居地行事、別為百八十氏、是以源等先祖塩見、以父祖奉使国名、故改物部連為韓國連、然則大連苗裔、是日本旧民、今号韓國、

還似三韓之新来、至於唱導、每驚人聽、因地賜姓、古今通典、伏望、改韓國二字、蒙賜高原、依請許之、

右によれば、韓國氏一族は、「日本旧民」であるのに、その氏が半島からの新来の帰化人であることを表示している故、これを止めて、代りにその居地名(高原)をとって改めて姓として賜りたい、「地に因りて姓を賜わるは古今の通典」である、と述べていることが知られる。この「因地賜姓」方式が、奈良時代全般を通じて、一般的に行われていたことは、統紀、養老元年九月癸卯条に「因居命氏、從來恒例」なる一句が見えることによって知りうる。それでは、果して右にいう「通典」とか「恒例」といった文言の内容は、具体的な事実に基づいた事柄なのであろうか。以下改賜姓の理由が明記してある史料を統紀中から拾い、列示しておこう。但し年代は、奈良末—平安初の史料に限定しておきたい。なお、左の事例は、論点(2)とも関連する故、煩をいとわず挙示することとする。

(a) 遠江介從五位下土師宿祢古人、散位外從五位下土師宿祢道長等一十五人言、土師之先出自天穗日命、

其十四世孫、名曰野見宿祢、昔者纏向珠城宮御宇垂仁天皇世、古風尚存、葬礼無節、每有凶事、例多殉埋、于時皇后薨、(中略)、時臣等遠祖野見宿祢進奏曰、如臣愚意、殉埋之礼殊乖仁政、非益国利人之道、

仍率土部三百余人、自領取埴造諸物象進之、帝覽甚悅、以代殉人、号曰埴輪、（中略）、式觀祖業、吉凶相半、若其諱辰掌凶、祭日預吉、如此供奉、允合通途、今則不然、專預凶儀、尋念祖業、意不在茲、望請、因居地名、改土師以為菅原姓、勅依請許之、（天応元年六月壬子²⁵条）。

(b) 右京人正六位上栗原勝子公言、子公等之先祖伊賀都臣、是中臣遠祖天御中主命廿世之孫、意美佐夜麻之子也、伊賀都臣、神功皇后御世、使於百濟、便娶彼土女、生二男、名曰日本大臣、小大臣、遙尋本系、帰於聖朝、時賜美濃國不破郡栗原地、以居焉、厥後因居命氏、遂負栗原勝姓、伏乞、蒙賜中臣栗原連、於是子公等男女十八人依請改賜之、（天応元年七月癸酉¹⁶条）。

(c) 内掃部正外從五位下小塞宿祢弓張言、弓張等二世祖近之里、庚寅歲以降、因居地名、從小塞姓、望請、依庚午年籍、改換小塞、蒙賜尾張姓、許之、（延暦元年十二月庚戌²条）。

(d) 武藏介從五位上建部朝臣人上等言、臣等始祖息速別皇子、就伊賀國阿保村居焉、逮於遠明日香朝廷、詔皇子四世孫須祢都斗王、由地錫阿保君之姓、其胤子意保賀斯、武芸超倫、足示後代、是以長谷且倉朝廷改賜健部君、是旌庸恩意、非昨士彝倫、望請、返本正名蒙賜阿保朝臣之姓、詔許之、於是、人上等賜阿保朝臣、健部君黑麻呂等阿保公、（延暦三年十一月戊午²¹条）。

(e) 左中弁正五位上兼木工頭百濟王仁貞、治部少輔從五位下百濟王元信、中衛少將從五位下百濟王忠信、圖書頭從五位上兼東宮學士左兵衛佐伊予守津連真道等上表言、真道等本系出自百濟國貴須王、（中略）、午定君生三男、長子味沙、仲子辰尔、季子麻呂、從此而別始為三姓、各因所職以命氏焉、葛井、船、津連等即是也、（中略）、真道等先祖、委質聖朝、年代深遠、家伝文雅之業、族掌西岸之職、真道等生逢昌運、預沐天恩、伏望、改換連姓、蒙賜朝臣、於是、勅因居賜姓菅野朝臣、（延暦九年七月辛巳¹⁷条）。

(f) 典藥頭外從五位下忍海原連魚養等言、謹檢古牒云、葛木襲津彦之等六子曰熊道足祢、是魚養等之祖也、
(中略)、今屬聖朝啓運、品物交泰、愚民宿憤、不得不陳、望請、除彼旧号、賜朝野宿祢、光前榮後、存亡俱欣、今所請朝野者、所処之本名也、依請賜之、(延暦十年正月己巳条)。⁸

(g) 春宮亮正五位下葛井連道依、主税大属從六位下船連今道等言、葛井、船、津連等、本出一祖、別為三氏、今津連等幸遇昌運、先賜朝臣、而道依今道等猶滯連姓、(中略)、伏望、同沐天恩、共蒙改姓、詔許之、道依等八人賜姓宿祢、今道等八人因居賜宮原宿祢、又對馬守正六位上津連吉道等十人賜宿祢、少外記津連巨都雄等兄弟姊妹七人、因居賜中科宿祢、(延暦十年正月癸酉条)。¹²

(h) 近衛將監從五位下兼常陸大掾池原公綱主等言、池原、上毛野二氏之先、出自豐城入彦命、其入彦命子孫、東国六腹朝臣、各因居地、賜姓命氏、斯乃古今所同、百王不易也、伏望、因居地名、蒙賜住吉朝臣、
勅綱主兄弟二人、依請賜之、(延暦十年四月乙未条)。⁵

(i) 讚岐国寒川郡人正六位上凡直千繼等言、千繼等先、星直、詛語田朝廷御世、繼国造之業、管所部之堺、於是因官命氏、賜紗拔大押直之姓、而庚午年之籍、改大押字、仍注凡直、(中略)、請因先祖之業、賜讚岐公之姓、勅千繼等戸廿一烟依請賜之、(延暦十年九月丙子条)。¹⁸

(j) 讚岐国寒川郡人外從五位下佐婆部首牛養等言、牛養等先祖出自紀田鳥宿祢、(中略)、今牛養幸藉時来、獲免負担、雲雨之施、更無所望、但在官命氏、因土賜姓、行諸往古、伝之来今、其牛養等居处在寒川郡岡田村、臣望賜岡田臣之姓、於是、牛養等戸廿烟依請賜之、(延暦十年十二月丙申条)。¹⁰

(傍線は、本節の記述にさいして、論点(i)・(j)のどちらとも関係する重要箇所であることを明示するために附した。)

右記の10例中、やや例外に属すと思われるのは、(c)(i)の2例であつて、残り8例は、全く「因地賜姓」方式に則

っている。だが(○)(i)とて、完全に例外かというところではない。成程(○)においては、居地名に因んだ「小塞」姓を改めたく願ひ出ているのであるが、結局蒙った「尾張」姓は、小塞郷のある尾張国に因んで名付けられている故、これも広義の居地名によったことになる。また(i)においては、「因先祖之業」とあるが、これは凡直の祖先が、かつては讃岐国造の地位にあったがために、それに相応しい姓名を請願したまでで、結局その氏名が、「讃岐」なる地名に帰していることに留意する必要がある。要するに、氏姓名が、その氏族の居地名によって名付けられるという傾向は、当代一般の慣行として、大勢を占めていたと見做してよからう。

従って、右の具体的諸事例の検討から帰納される結果は、先の韓国氏の言（「因地賜姓、古今通典」）と極めてよく符合することが、ここに了解しうるのである。そしてこの検証結果は、当然、傍書(○)にいう三松改姓の由来と、全く相容れないこととなり、その事実の不存在を傍証する。

次に論点の(2)に移ろう。

前に掲げた統紀の改賜姓の実例の内容をよく読むと、改姓が叶う迄には一定のルールに従わなければならぬことが分かる。即ち、氏族の長老格が一族を代表して、その先祖代々の来歴・事績等を麗辞を尽くして唱い挙げ、何故改姓したいのかその事由を申し述べ、最後に、「伏望（望請）」して賜わりたい氏・姓名を奏上するのである。その結果、順当に行けば「勅許」が下り、賜姓が実現する運びとなる。

しかるにこの系図傍書の記述は、右の如き当代の通則に、全く合致していない。もし系図が真本であって事実を伝承しているならば、この通例に則った重要な記録が無視されるはずはなく、必ずやそこに記載されていなければならぬはずであらう。

これを要するに、三株の松が存したからというが如き、事物の現象を捉えて、そして、世人の言習わしによって

三松なる氏姓が生じたとする系図傍書の改姓理由は、到底これを、当代流のものとは認めがたい。

(三) 改姓事実の否定

系図の傍書(四)には、既述の如く、百済王が三松と氏名を改めたことを記しているが、それとともに、同氏がいかなる姓(カバネ)を称したかは述べてはいない。(五)たとえそれが、「三松王」とか「三松朝臣」であるにしても、系図掲載の三松の各氏人で、かかる氏姓名を有するものの記録は、平安期以降の諸史料に全く現れてこない。系図による限り、百済王から三松に氏名が変わっても、この氏族の地位が、極端に下落したことにはなっていない故、この現象は甚だ不可解という以外にない。(六)

これに反して、平安から戦国時代にかけての多数の古文書・古記録には、依然、百済王を称する人々が現れてくる。これは現時点での、私の未だ不行届きな調査結果に過ぎない故、さらに精査が進めば、その氏人の数が一段と増すばかりか、各時代のこの氏族の朝廷での特異な存在形態(図表・後注(四)参照)までもより詳しく知ることができであろう。また場合によっては、その末裔の系譜を近世はおろか近現代に迄及ぼすことが可能であるかもしれない。(七)

さて展望はともかくも、右の調査の結果、百済王氏は、少なくともその氏人の名が、最終確認される戦国時代(永正十八年)迄は、その氏・姓を改めることはなかったものと見做しうる。以下にその記録を図表にして示し、その点を明確にしておきたい。なお平安期の人物で、六国史記載の百済王氏一族については、六国史索引でその氏名、事績が容易に検索しうるが故、それに譲ることとする。

「百済王三松氏系図」の史料価値について（上野）

7	6	5	4	3	2	1	番号
同 右 ・一二・二九	同 右 ・一二・一一	同 右 ・五・一七	天慶 二 (939)・五・一五	延長 元 (923)・一二・一三	延喜 元 (901)・一一・七	昌泰 三 (900)・八・二〇	年 (西・月・日)
貞連	百済 貞連	百済王貞連	(百済王貞連)	百済 貞連	百済王	百済王	氏・名
同 右	武蔵守	同右(前上総介) 従五位下	武蔵守	内舎人	(虫喰いのため不詳)	河内権介	官職・位階
日本紀略	将門記	類聚符宣抄第八	貞信公記	類聚符宣抄第一〇	某国免符案 (唐招提寺文書)	河内国某田地売券 (角田文衛氏所蔵文書)	典 拠 史 料
新訂増補国史大系(三三九) 大日本史料一―七(五五九)	新校群書類従第三六九(七)、 大日本史料一―七(五二四)、 その他	新訂増補国史大系(一一二二) 大日本史料一―七(四五二)	大日本古記録(二八八)、 大日本史料一―七(四五二)	新訂増補国史大系(二八六)	同右(一二三)	平安遺文古文書編九 (三四七〇)	刊 本 (頁)

前注(→) 記載順序は、記録に百済王の氏人の名(或いはそれを推測させる史料)が現れる年月日順とし、便宜をはかるため頭に番号を附した。以後、番号3の人物とか、番号8の史料というように呼んで用いる。

(→) 氏名は、氏・姓・名が完全に分かるものもあれば、氏のみ(或いは名のみ)知られるものもあるなど、区々であるが、全て記録所見通りに記した。また、氏名が現れず、ただ推知せられる場合(例えば番号8・31)は、その史料を括弧書きとし、上とは区別した。なお姓を附さない人物で、果して百済王氏の一族かと疑われる人が紛れているやもしれぬが(例えば番号12・15・16・18・19・20・23・25等は、百済朝臣、百済宿祢等の可能性もある)、全く否定もできない故、それらは一応掲載することとして、弁別する作業は別の機会に譲ることとした。

(→) 官職・位階も、全て記録所見通りとした。

四 典拠及び刊本は、補説の意味でなるべく挙示することを旨としたが、将門記等は、写本・刊本の類が多岐故、限定した。

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8
長治 (1105) 二・八・二〇	同 (1090) 四・一二・二五	寛治 (1087) 元・三・一	応徳 (1086) 三・一二・二六	長和 (1015) 四・一一・二六	寛弘 (1011) 八・八・二三	同 (997) 三・正・二八	長徳 (996) 二・正・二五	安和 (969) 二・七・八	応和 (961) 元・六・五	天曆 (947) 元・一一・一一	同 右・一〇・二八	同 九 (946) 四・二七
百濟 惟助	百濟 正恒	百濟 正恒	百濟王基貞	百濟 述高	百濟 忠行	百濟王為孝	百濟 清重	百濟	百濟王(花押)	興勢	百濟王興勢	(百濟・和氣氏爵事)
兼 監代 異国警固所本司			禁野司小口・ 從五位下	播磨国有年庄客人		周防権掾正六位上	播磨権少掾	山城大掾	図書頭		散位 從五位下	
朝野群載卷第二〇	同 右	徴古雜抄・安芸 (文部省史料館蔵)	御即位叙位部類	朝野群載卷第二二	権 記	除目大成抄	長徳二年大問書	仁和寺文書	(1)華頂要略、(2)山城 国栗田青蓮院文書	貞信公記	(1)九曆 (2)大嘗会御 禊部類記(九条家本)	貞信公記
新訂増補国史大系(四五)	同 右	後藤紀彦「徴古雜抄」所収 の嚴島文書(一)(二)(史学雑誌八 八一・一二)	大日本史料三一(二四・二七)	新訂増補国史大系(五一・七)	史料大成(二七九)	新訂増補史籍集覧(二八九) 大日本史料二(二八九〇)	同 右二(二五三四)	同 右一(二四二七)	(1)大日本史料一(一〇 (七七七)	大日本古記録(二五〇)	(1)大日本古記録(七七七) (2)大日本史料一(八七三二)	大日本古記録(二三九) 大日本史料一(八六四九)

『百済王三松氏系図』の史料価値について（上野）

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
永正一八 (1521)・三・一七	宝徳元 (1449)・二・二二	貞和五 (1349)・二・二二	弘安二一 (1288)・三・八	寛元四 (1246)・三・八	建久九 (1190)・二・二六	治承四 (1180)・四・二一	承安二 (1172)・二・三〇	長寛三 (1165)・七・二五	仁平元 (1151)・四・八	同 右	永久四 (1116)・二・二〇
百済王遠倫 (申文)	百済氏申文	百済 高延	百済王貞秀	百済王光房	百済 岑基 (百済氏申文)	百済王時里(イ重)	百済 重次	百済 雅国	百済(花押)	百済 年旧	百済王 清重
従五位下		従五位下	従五位下	従五位下	従五位下	従五位下	豊前国日足庄官人代	従五位下	散 位	上野少掾	播磨権掾・正六位上
除目執筆記	康富記	園太暦	勘仲記	平戸記	三長記	吉 記	豊前国仲津尾寺座 主神智解案(剝津文書)	山槐記	常陸国留守所下文 (楓軒文書纂四二吉田 社文書)	同 右	除目大成抄
大日本史料九―一二 (二八六、三〇三)	史料大成(二)一〇〇	史料纂集(一)三二	史料大成(二)二八五 鎌倉遺文古文書編二二(二)〇	史料大成(一)一五二 大日本史料五―二〇(二)六	史料大成(二)五四 大日本史料四―五(七)一七	史料大成(一)二七、一一九	平安遺文古文書編一〇 (三九〇一)	史料大成(一)三〇〇	平安遺文古文書編六(二)三八〇	同 右(六三六) 大日本史料三一―一八 (七四―七五)	新訂増補史籍集覧(六三三)

後注(一) 番号3の貞運は、番号6・7等では貞連に作るが、同一人物である。字体の類似による誤写と思われる。なお彼は、将門の乱が起きると直ちに、異例の処置で(番号5の史料に、「件人交替未終、任武藏守、亘不待本任放還、請印任符者」とある、上総介から武藏守に転じている。これは恐らく、百済王氏が奈良時代以来軍事氏族の一面を有して活躍していたことと関係がある。この氏族は常時動員しうる私的兵力を保有していた如くであり、その兵力の主体は、恐らくは配下の百済系帰化人の一団であったかと思う。朝廷は、かかる迅速かつ強力に兵員を動かさしめる旧来のこの氏族の特性に期待を寄せ、貞運を武藏守に任じて乱の鎮圧を策したのである。

(二) 番号8の爵位に預かった人物は、恐らく9の興勢であろう。後記の諸事例から見て(番号17・24・26―30、百済王氏は必ず即位叙位に預かっている。この史料は、管見の限り、かかる慣行の現れる初見である。

(三) 番号17の史料については既述したが(本節注(2)参照、官職名らしき「禁野司小口」はその意義不明である。

(四) 番号18・19の人物は未詳であるが、百済から来た瑠聖太子を出自とする大内氏祖と伝承のある正恒(大内系図)かもしれない。そうとすれば彼は、百済王氏ではないことになる。

(四) 番号32の史料には、左の如く、即位叙位時における遠倫の申文が全文掲げられている。

正六位上百済王遠倫誠惶誠恐謹言

請特蒙天恩、因准先例、預榮爵狀右遠倫謹考案内、御即位叙位之時、当氏之輩、預榮爵者、承前之例也、望請、天恩因准先例、
(云の類りカ) 被叙從三位下者、得知百済氏異他、奉仰聖化之無偏矣、遠倫誠惶誠恐謹言、

永正十八年三月十七日 正六位上百済王遠倫申文

右によれば、この時まで百済王氏は、即位叙位に預かるという特別優遇を蒙っていたことが明らかになる。番号8の時は村上帝の、以下17は堀河、24は六条、26は安徳、27は土御門、28は後深草、29は伏見、30は崇光帝の各々即位叙位時におけるものである。この榮譽的慣行の始まる時期、原因、その後の経過等については、後考に俟たい。

(1) 吉胤氏所蔵の写本一本は、(四)の部分が先に記してあり、(一)の部分は、後半が「因詔百済王祖神于行宮傍令齋祀」となっている。また、俊経氏所蔵の一本は、(四)の記述が、「庭前有古松三株世人因称三松爾来為氏」とあり、(一)の傍書はない。活字本は、本文の如く(一)(四)の順で続けられている。

(2) 応徳三(一〇八六)年十二月十六日の御即位叙位部類の記録によれば、

次被叙百済王基員、
件人禁野司小口也、同被叙、予令申云、百済王二人、
以禁野已為先云々可被用彼由令申了、仍被叙也、

とあるから(大日本史料第三編之一・二〇―二九頁、百済王氏は、応徳年間、依然禁野に居住していたことが知られる。なお、「百済王二人、以禁野已為先云々」は、省略があるので文意不詳であるが、恐らく、叙爵に預かりうる有資格者が、この時の同氏一族内には二名おり、禁野

以外の一名は京師にいたが、先例により、「禁野司小口」たる禁野在住者に優先権があることを述べたものと思う。ちなみに、京師の百済王氏の居地は、大日本古文書、東大寺文書ノ二（東南院文書第三櫃第四十一巻）に、

在京三条二坊戸主従五位下百済王永仁戸口、従五位上百済王永琳（中略）承和十四年六月廿七日

とみえるから、新撰姓氏録の記録（右京諸蕃下）と考え併せて、承和十四（八四七）年当時、内裏近傍の右京三条二坊に在した如くである。

（3）造行宮使なる官職名は、六国史等には見出せないが、「造行宮司」の語は、続紀養老元年二月辛卯条に、また「造宮使」は、同天平宝字五年十月己卯条、延暦八年三月朔条等に見える。

（4）和名類聚抄巻第六参照。

（5）これ迄用いてきた姓というのは、正確には氏（ウジ）名であつて、日本固有の所謂「カバネ」ではないが、本稿では便宜上、前者の意味で改姓の語を使用している。

（6）例えば、百済王氏と同じく、ほぼ同時代の帰化人系氏族たる高麗氏について、統紀の改姓記事を追うと、背奈公↓背奈王（天平十九年六月）↓高麗朝臣（天平勝安二年正月）↓高倉朝臣（宝龜十年三月）、とある。かくの如く、所謂改「姓」というのは、氏名と姓名のどちらが改まるにせよ、両者は常に一對のものであつた。

（7）本論二、注（4）参照。

（8）現在、百済姓を名乗る人達の出身地を尋ねて行くと、大阪・奈良・兵庫・山口等の各府県にはば集中していることが知られる。中には、江戸時代より百済を称していたことの分る家もあるが、百済王氏の後裔かどうか、現段階では確認できない。

四 結 語

以上、本論において、本系図の改姓記事を中心に検討してきた所を、要約すると、

（一）系図に、三松氏の祖と記されている豊俊なる人物は、百済王氏一族中には存在せず、恐らく三松家の祖先を、百済王家と結びつけるために作り上げられた、架空の人物である。或いは三松家には、豊俊が同家の祖であるという言い伝えが、早くからあったかもしれないが、それにしても、伝説上の人物という域を出るものではない。

（二）また、右の豊俊の箇所に注記された、改姓の由来に関する記述も、当代諸々の実例から帰納される一般的な慣行ないし通則に合致せず、従つてそれは、当時の史実に基づいて書かれた事柄とは、到底信することができな

い。

(三) そのことはまた、平安―戦国時代にかけて、百済王の氏人達が、多数諸史料に現れるという具体的事実によって裏付けることができる。故に系図の改姓記事は、事実無根の作り事であると称して、大きな過ちはあるまい。さらに右に加えて、本論の各処でその疑義を糾明しておいたが、系図の百済王氏の部分の系譜関係も、不整との感が拭いがたく、換言すれば、その内容は甚だ杜撰であると言いうる。ただこれによって、三松氏の系図部分迄が否定される訳ではない。三松氏及び百済国王室時代の各部分の考証は、本稿とはまた別の問題である。だが少なくとも、本稿での論証に大過なしとすれば、百済王氏と三松氏との関連性が否定されたことにより、本系図全体としては、その祖型が、整合性のある一本の系図であったとは見做しがたいと言いうるのである。

従って今後は、これを百済王氏の系図として、みだりに用いることは差し控えるべきであろう。故にまた、本系図に依拠して論が成されてきた既往の諸研究の中には、立論の拠を失い、そのために所説が崩れ去るものもあるであろう。しかしこのことは逆に、これ迄、本系図の真価が明瞭でない故に、帰化系氏族研究を志向しながら、これが支障となり、容易に百済王氏の研究に踏み込めないということがあったとすれば、それには少なからず利とする点があるに違いない。本稿副題を「律令時代帰化人の基礎的研究」と称するのも、かかる意図の故に外ならない。本稿には、諸先学の御教示御批判に待たねばならない事柄が、なお多くあるが、そのように将来の当該研究の進展のために、本稿が些かでも役立ちうれば、私にとって望外の喜びである。

本稿の成る、一に慶應義塾大学名誉教授手塚豊博士並びに同大学法学部教授利光三津夫博士の御指導御鞭撻の賜である。また、三松俊経氏、三松吉胤氏、谷村和平氏、百済祐治氏、静嘉堂文庫、天理図書館等には、貴重資料の閲覧につき、種々御高配に預かった。ここに併せて、その学恩に対し深く感謝の意を表する次第である。

付記 本稿は、慶應義塾大学大学院法学研究科に、修士論文として提出した「律令制下の百済王氏について」（昭和五十一年三月、未発表）の中の一編「百済王三松氏系図の批判的研究」を、今回全面的に補正し書き改めたものである。なお校正段階で、藤本孝一氏より同氏著「三松家系図―百済王系譜―」（平安博物館研究紀要第七輯・昭和五十七年・一三三頁以下）を頂戴した。氏の御好意に対して深謝の意を表する次第である。右は、前記・三松俊経氏所持の系図写本の忠実な復刻に氏の解説を附したものである。右論考において氏は、系図に一定の史料価値を認めておられるが、前述した私の結論には些かも変更の必要性は認められない。

本稿を起草中の三月十三日に他界した父上野利一郎（元天理図書館司書）の霊前に捧げることをお許し頂きたい。